

第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務プロポーザル募集要項

1. 業務概要

- | | |
|----------|----------------------|
| (1) 業務名称 | 第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務 |
| (2) 履行場所 | 壱岐市内 |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月26日まで |
| (4) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (5) 発注者 | 壱岐市 |

2. 提案限度額

提案金額は、3,773,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす企業でなければならない。

- (1) 参加形態は単体とする。
- (2) プロポーザル方式により契約しようとする業務(以下「該当業務」という。)における壱岐市での競争入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。

※ 入札参加資格を有していない場合は、壱岐市ホームページ内の『令和7・8年度「物品購入・業務委託等」競争入札参加申込要領(https://www.city.iki.nagasaki.jp/soshiki/zaiseika/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu_shikaku/13794.html)』を確認し、事前に該当業務(大分類:32 企画・調査業務⇒中分類:3 まちづくり関係)の入札参加資格を取得してください。

- (3) 過去10年以内に、国内において元請として同種業務を受注し完成・引渡し完了していること。

4. プロポーザル募集から契約締結までの流れ

募集から業務の受注者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

令和8年6月 3日（水）	公募開始
令和8年6月16日（火）	質問受付締切
令和8年6月18日（木）	質問に対する回答期限
令和8年6月22日（月）	参加表明書の提出締切
令和8年6月29日（月）	企画提案書の提出締切
令和8年7月 3日（金）	第一次審査結果通知
令和8年7月15日（水）	第二次審査（プレゼンテーション）
令和8年7月 中旬	第二次審査結果通知
令和8年7月 下旬	契約締結

（1）募集方法

① 公募開始年月日

令和8年6月3日（水）

② 実施要領等の配布方法

印刷物での配布は行わないため、壱岐市ホームページから取得すること。

（2）質問の受付

本件に係る質問は以下のとおり受け付けるものとする。

① 質問方法：質問書（様式1）を記入した上で、下記メールアドレスにメールで送信するものとする。

② メールアドレス：iki-kikaku@city.iki.lg.jp

③ メールの件名：「男女共同参画計画プロポーザル質問書（企業名）」とすること。

④ 質問受付期間：令和8年6月3日（水）～6月16日（火）17時（必着）

（3）質問の回答

① 質問事項への回答は、令和8年6月18日（木）までに、随時、壱岐市ホームページ上に掲載する。（質問者が特定できる情報は掲載しない。）

② 質問への回答は募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下により、あらかじめ参加表明を行うものとする。

① 提出書類（各1部）

- 1) 参加表明書（様式2）
- 2) 企業の概要（様式3）
- 3) 業務実績調書（様式4）

② 提出期限

令和8年6月22日（月）17時まで（必着）

（持参する場合は、土日、祝日を除く8時30分から17時とする。）

③ 提出先及び問い合わせ先

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

壱岐市役所 地域振興部 地域共創課 企画市民協働班

電話：0920-48-1134（直通）（内線312）

④ 提出方法

持参または郵送とする。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、以下により行うものとする。

① 提出書類

- 1) 企画提案書等提出書（様式5）
- 2) 企画提案書
- 3) 本業務の実施体制
- 4) 見積書（内訳書添付）
- 5) 工程表
- 6) 企業の概要及び本業務に類似する業務実績調書
（様式3、様式4（参加表明時に提出したものと同一のもの））
- 7) 本業務を受託した場合の業務責任者の経歴及び実績

② 提出部数等

上記①提出書類の1)～7)の順序でインデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じ、正本1部・副本7部を提出すること。

③ 提出書類の作成に係る留意事項

1) 企画提案書

- ・企業の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
(副本はコピー可)
- ・連絡先等については、本プロポーザルの参加について、発注者から連絡を受ける部署、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記入すること。
- ・「第3次壱岐市男女共同参画計画策定支援業務仕様書」の業務内容について作成し、実施にあたっての取り組み、手法、体制等について、業務内容の順番に沿って提案すること。また、仕様書に示した内容以外にも有益な提案があれば記載すること。

2) 本業務の実施体制

- ・本業務を実施するにあたっての実施体制を図で示し、特にアピールしたい組織体制上の優位性を明記すること。

3) 見積書

- ・企業の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
(副本はコピー可)
- ・提案限度額を超えないこと。
- ・内訳書を添付すること。

4) 企業の概要及び本業務に類似する業務実績調書

- ・業務実績については、本業務に類似する業務でアピール出来る代表実績(複数可)を記入することとし、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、概要」を記入すること。
- ・実績が確認できる資料(契約書等)の写しを添付すること。

5) 本業務を受託した場合の業務責任者の経歴及び実績

- ・氏名及び生年月日、年齢を記入すること。
- ・所属する部署及び役職等を記入すること。
- ・担当者の実務年数を記入すること。
- ・保有資格を記入すること。
- ・本業務に類似する代表実績について、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、概要」を記入すること。
- ・業務実績に記入した業務の分担業務分野及び立場を記入すること。
- ・今までの経緯や担当者の実績、能力等から本業務に関してアピールできる点を記入すること。

④ 企画提案書の提出期限

令和8年6月29日（月）17時まで（必着）

（持参する場合は、土日、祝日を除く8時30分から17時とする。）

⑤ 提出先及び問い合わせ先

P3「(4) 参加表明書の提出 ③提出先及び問い合わせ先」と同じ。

⑥ 企画提案書の提出方法

P3「(4) 参加表明書の提出 ④提出方法」と同じ。

⑦ 企画提案書全般に係る留意事項

- 1) 本手続において使用する言語は、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 2) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加希望者の負担とする。
- 3) 参加希望者1者につき、提案は1件とし、提出後の追加及び修正は原則認めない。
- 4) 提出された書類は返却しない。
- 5) 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- 6) 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- 7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 8) 評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 第一次審査

提出された企画提案書の内容について、第一次審査を行い、上位3者を選定する。

（提案者が3者以下のときは、全提案者を選定する。）

選定結果については、令和8年7月3日（金）までに参加表明書（様式2）に記載された担当者のメールアドレス宛に通知する。後日文書で通知する。

(7) 第二次審査

企画提案書をもとにプレゼンテーションの審査を行う。プレゼンテーションは、業務を受注した場合の担当責任者が行うこととし、持ち時間は25分以内（15分程度の企画提案と10分程度の質疑応答）とする。

第二次審査の実施日時は、令和8年7月15日（水）とし、詳細な時間及び貸出機器等については、第一次審査の結果通知時に連絡する。

（8）受注者の決定

① 優先交渉権者の特定

第一次審査と第二次審査の評価点を合計して決定した、評価順位が第1位の者を、優先交渉権者として特定する。

② 選定結果の通知

発注者は、実施要領に基づき開催された審査委員会の結果を各提案者に文書で通知するものとする。なお、通知する結果は当該提案者に関する結果のみとする。

③ 受注者の決定

優先交渉権者は、企画提案書の内容等に基づき、契約締結に向けた諸条件について、市と協議を行った上で、仕様書を確定させた後、あらためて見積書を提出するものとする。提案の内容がすべて契約仕様書に盛り込まれるものとは限らない。

随意契約の手続きにおいて、発注者は優先交渉権者を受注者として決定し、契約を締結する。

なお、優先交渉権者と契約にいたらない場合は、次点の交渉権者と随意契約の手続きを進めることとする。

5. その他

（1）評価項目

審査委員会において審査する評価項目は以下のとおりとする。

① 第一次審査

- ・業務実施体制
- ・業務実施工程
- ・過去の業務実績
- ・企画内容

② 第二次審査

- ・見積もりの妥当性
- ・業務の熟練度、遂行能力、熱意、実績
- ・現状分析と課題整理
- ・男女共同参画制度全般に対する見識度
- ・企画提案書に沿った的確な説明、適切な質疑応答

(2) 辞退届の提出

参加表明書類の提出後に、本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、P 3「(4) 参加表明書の提出 ③提出先及び問い合わせ先」に連絡するとともに、参加辞退届（様式 6）に辞退の理由を明記して提出すること。

(3) プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合において、応募にかかわるすべての経費は発注者に請求できないこととする。

(4) 審査結果の公表

壱岐市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。